

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県大島郡瀬戸内町勝浦1529番地
氏 名 株式会社里山興業
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 里山純高

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県大島支庁長 新川康枝



許可の年月日 令和 4年 9月26日
許可の有効年月日 令和 9年 9月25日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、

以上12種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字網野子字亥ノ川709番1
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
面積	79.96平方メートル
保管上限	74.35立方メートル
積み上げることができる高さ	1.0メートル

3 許可の条件

なし



4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成24年9月26日	
変更届出	平成26年8月12日	法人の代表者を「里山正治」から「里山純高」に変更 法人の名称を「有限会社里山興業」から「株式会社里山興業」に変更
変更届出	平成27年8月6日	住所を「鹿児島県大島郡瀬戸内町勝浦1259番地」から「鹿児島県大島郡瀬戸内町勝浦1529番地」に変更
変更許可	平成29年6月13日	積替保管場所「鹿児島県大島郡瀬戸内町大字網野子字亥ノ川709番1」を新設 取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更 取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ」を追加
更新許可	平成29年9月26日	
更新許可	令和4年9月26日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無

有 ☒ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ☒ 無